

全酪連会報 ③

2018 MAR No.630

酪農とのかけはし／秋山俊彦さん、関哲生さん

平成29年度 監事・役職員研修会

企画管理部だより／平成29年度 決算に向けて

酪農トピックス／全国酪農青年女性会議「平成29年度研修会」を開催（本所発）ほか

日本酪農見て歩紀／安孫子牧場 茨城県守谷市



酪農との かけはし



第12回 公益財団法人 中国四国酪農대학교

実践教育を通じて 即戦力となる人材の養成

副校長 あきやま としひこ
秋山 俊彦さん

教務課長兼第一牧場長 せき てつ お
関 哲生さん

住所：岡山県真庭市蒜山

略歴：昭和29年に当時の三木知事の「北に乳の流れる里の推進」という目標のもと蒜山地区に設立された酪農講習所を前身とした岡山県立酪農대학교が昭和36年に創立されました。昭和40年には中国5県、四国4県、兵庫県の10県による財団法人中国四国酪農대학교へと改組され、平成25年に公益財団法人中国四国酪農대학교に移行、現在に至っています。

3つの設置目的

最新の知識・技術を使い生産につなげられる即戦力となる人を育成するとし、3つの設置目的のもと、2学科（酪農科、酪農フィード科）において14名の教職員体制で人材養成及び酪農発展に寄与されています。



▲ お話をうかがった関課長(左)と秋山副校長(右)

3つの設置目的

○実践教育による確かな技術と経営感覚に富む酪農の担い手を養成する。

○酪農を通じて地域社会に貢献ができる健全にして良識ある人材を育成する。

○生命、食、環境を育む酪農の社会的意義や役割の普及啓発を通じて、国内酪農の健全な発展に寄与する。

施設等

100haの敷地内には、2つの実習牧場施設と60haの採草地があり、第一牧場ではホルスタイン種90頭（うち、搾乳牛50頭）、第二牧場ではジャージー種140頭（うち、搾乳牛90頭）を飼育、後継牛はすべて自家育成で確保しているとのこと。

2つの学科を設置

1 酪農科

① 学生

2年制で1学年の定員は30名となっています。学生の出身地は法人構成10県以外の出身者が近年は増加、非農家の学生比率は7割、女子学生は半分を占めているそうです。非農家の学生は、小さいころに酪農に関する何かに触れた経験があり、そのことで酪農に興味を持って入学してきているとのこと。

構内には、ホルスタイン棟とジャージー棟と呼ばれている2つの真新しい寮が完備されており、地元出身者も含め全員が3食の食事を含め、寮で共に寝起きし、即戦力となるよう勉学に励んでいます。

公益財団法人
中国四国酪農大学の
1日のタイムスケジュール



全国の酪農家に **一言!**

卒業生や校外研修で学生がお世話になっています。即戦力の人材養成に努めていきますので現場でもよろしく願います。

お互いにそれぞれの立場で酪農業を盛り上げていきましょう。

②カリキュラム (年間カリキュラム)
1年次 基礎学習として、1日3時間の講義等と3時間半の実習(搾乳当番は4時間の実習)
2年次 全国の先進農家で6か月間の校外研修と応用学習(講義、卒論等) 研修先は学校の指定牧場や学生が探した北海道をはじめ全国各地の牧場などで、さすがに戻ってくると顔つきが変わり頼もしくなっているとのことです。
③取得可能な資格・免許
技能系…人工授精師、受精卵移植師、牛削蹄師、家畜商
機械系…大型特殊(農耕車限定)、けん引(農耕車限定)、フォークリフト、車両系建設機械

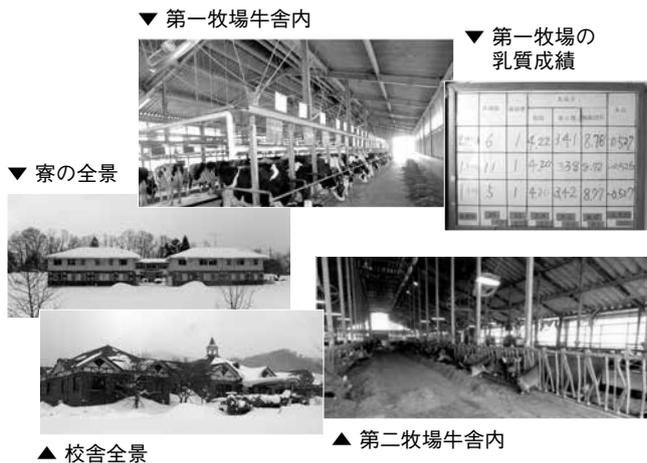
④卒業後の進路
就農するという希望を持って入学してくるが、2年間で新規就農への道の厳しさを痛感、牧場勤務や酪農ヘルパーとして就職する学生が殆どとのことです。また、酪農の良さをいろんな人に伝えたいと観光牧場に就職する学生もいて、酪農に関する業務に携わりたいという気持ちを持って卒業していくとのことです。
2 酪農フィールド研修科
本科は、酪農を支える人を対象に短期間で体験研修を通じて知識や技術のスキルアップを図ることを目的としています。研修コースは、1か月コース、2週間コース(基礎)、2週間コース(応用)の3つがあり、全酪連、乳業メーカー、酪農組合の新人職員(社員)研修など広く利用されています。

課題・目指すこと

学生、酪農業界、岡山県民・国民にとって魅力のある学校作りをコンセプトに5か年計画に基づき取り進めています。具体的には、学生に対してはカリキュラムや支援の充実、酪農業界に対してはフィールド研修の拡充(開催回数増加)、県民国民に対しては酪農の見える化を進めていきます。酪農の見える化はコンセプトをショーファームとし、構内を通っているサイクリングロードに隣接したタワーサイロを利用した酪農展示ブースの設置や新たに観光客向けのトイレが今春には完成します。観光客に立ち寄り酪農に触れてもらい理解を深めてもらうことで酪農発展に寄与していきたいと考えています。

酪農業界に望むこと

酪農生産現場の即戦力を養成する教育機関という立場で望むことは、まずは、新規就農が叶うような仕組み作りが何とかならないものかと思っています。また、就農への道は厳しく、牧場や酪農ヘルパーとして就職していきますが、賃金や労働条件は昔と比べ良くなるまで来ていないもの、一般社会に比べまだまだ悪いと認識しています。このままでは、酪農に対する強い気持ちがない学生は他業種に取られてしまうことになり、学生は生涯働ける職場を希望しています。求人側の考えを変えていって



監事・役職員研修会

1月18日(木)～19日(金)、平成29年度監事・役職員研修会が沖縄県那覇市「ネストホテル那覇」で開催されました。当研修会には全国の会員組合の監事を中心として、役員・職員約70名が参加しました。

研修会1日目

「会計監査を含めた監事の役割と責任について」

J A 全国監査機構監査企画部

服部夕紀氏



1 監事の独任制とは

監事の独任制とは「農協法における監事という機関の権限を単独で行うことができる制度」を意味する。

これにより、同じ酪農協に複数の監事がある場合でも、各自が単独でその権限を行使でき、監事同士で監査の方針などを決定したとしても、その決定により各監事の権限の行使を妨げることはできない枠組みとなっている。

適法か違法かという判断は、監事の多数決で決めるべき性質ではないため、「独任制」が監事という機関に導入された。

例えば…

2 監事の役割分担と連帯責任について

ある監事が理事の行為について「違法だ!」と信じるに至った場合、他の監事の賛成を得られない場合でも、単独で理事会を招集してその旨を報告し、理事に対して行為の差止めを求めるといったことが可能となっている。

酪農協は事業を幅広く営んでいる。↓監事同士で役割分担を定めて組織的・効率的に監査を行わなければならない。監事監査の網羅性を満たすことが難しい。

しかし…

①酪農協の役員はその任務を怠ったときは組合に対し、これによって

生じた損害を賠償する責任を負う(農協法35条の6第1項)。

②酪農協の役員はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(農協法35条の6第8項)。

さらに…

酪農協の役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯して責任を負わなければならない(農協法35条の6第10項)。

3 監事の連帯責任と信頼の抗弁について

信頼の抗弁とは、各監事で監事監査業務を分担している状況下で何か問題が生じて組合員(会員)代表訴訟等が提起された場合に、当該問題に關与していなかった監事が「自分は担当の監事を信頼して任せていたため、自分には(監事としての)任務懈怠責任はありません!」と裁判で主張できる(「それによって監事としての責任を免れられる」という考え方である)。

信頼の抗弁はもともと、米国をはじめとする海外の判例において、取締役会を構成する取締役の責任免除問題に対して被告側から主張がなされ、判例法理として認められてきた考え方である。

日本の監査役制度は、日本特有のガバナンス制度として発達してきている。

例えば、

酪農協の事業を漏れなくダブリなく監査するためには、組織的・効率的に監査の役割分担をすることが必要である。	矛盾をはらんでいる!	誰の懈怠により第三者が損害を被る場合、連帯責任を課せられる。このうち、第三者は、他の役員も当該損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯して責任を負わなければならない(農協法35条の6第10項)。
上記の矛盾を解消するために判例法理において「信頼の抗弁」という考え方があるが、監事の責任に対して無条件に適用されると言い切れるだろうか…?		

① 監査役には業務執行者の選定及び解職の権限がない。
 ② 監査役には取締役会での議決権がない。

などの理由により、監査役の監査機能の強化には限界があるのではないかという見方がある。

果たして監査役の連帯責任においても「信頼の抗弁」が認められるのかについて、少なくとも海外の判例法理では明らかになっていない。また日本の判例においても、監査役における信頼の抗弁が認められるという明確なものも存在しない！

4 監事同士の情報共有について

- ・ 監事の責任にかかる裁判において「信頼の抗弁」が無条件に認められるとは言い切れない状況下で、監事は連帯責任を課せられている。
- ・ しかし酪農協の事業を漏れなくダブルなく監査するためには、監事同士で役割分担して組織的・効率的に監事監査を実施することが不可欠である。

監事が連帯責任によって自分の知らないうちに任務懈怠や重過失といった責任に問われる事態を防ぐには、監事間でいかに密接に情報共有を図るかが重要である！

例えば：
 常勤監事は日常的に酪農協に出勤しており、酪農協の役職員と密接な人脈を有している。

↓ 員外監事に比べて、常勤監事は問題が小さいうちに端緒となる情報が見聞きする機会が多いといえる。

↓ 常勤監事の皆さんは、ふと疑問に感じたらぜひ、員外監事に積極的に相談して頂きたい。

5 適法性監査と妥当性監査について

監事は、理事の職務の執行を監査する（農協法第35条の5第1項）。監事の職務と権限は、会計監査のほかに業務監査である職務執行全般の監査に及ぶ。

・ 監事監査においては、理事の職務執行において不正の行為又は法令・定款違反の行為がないかを監査する「適法性監査」が基本となる。

・ これに対し理事の職務の執行が妥当か（あるいは合目的か）についての監査（＝妥当性監査）が、監事監査の対象に含まれるかという論点がある。

↓ 基本的には酪農協の経営は理事の裁量的判断に委ねられていること、経営判断の妥当性については

理事会の監督機能においてチェックすることが適切だと考えられていることから、監事が理事の業務執行の裁量まで監査することはかえって経営判断を誤らせ、酪農協の利益を阻害するリスクがあるため、監事監査の対象に妥当性監査は含まれないと解されていた。

↓ しかし、理事の職務の執行が「著しく不当」である場合（例えば、法令・定款違反には該当しないが、そのことを決定したり実施したりすることが妥当でない場合）については、監事はその旨を理事会に報告しなければならぬ（農協法35条の5第3項）ことから、一定の範囲において、妥当性監査にまで、監事の監査権限が及ぶと考えられる。

6 経営判断の原則について

経営判断の原則とは、理事が下した経営判断が裏目に出て損失を被った場合に、理事に法的責任があるか（善管注意義務違反があるか）どうかを判断する際の基準となる考え方である。

酪農協を経営して行くうえで、リスクを冒して新規事業等により出す必要がある場合がある。その新規

事業が仮に失敗に終わって損失を被った場合、単純に失敗に終わったというだけで理事が結果責任を問われたのでは、あまりにも危険が大きすぎて、理事のなり手がいなくなったり、意思決定の際に萎縮して果敢な意思決定を下すことが不可能になったりして、酪農協の事業活動が停滞する恐れがある。

そこで理事が行った経営判断について、どのような場合に法的責任が生じるかを判断する際に基準となる考え方が「経営判断の原則」である。法律的には、理事の意思決定において善管注意義務違反があるか否かということになる（民法644条、農協法35条の2第1項）。

● 経営判断の合理性の検証ポイント

監事が理事の経営判断の合理性をみる場合、具体的な着眼点として、次の事項が考えられる。

① 判断の前提となる契約関係、事実関係、他の当事者の意向等を調査し、現時点での酪農協を巡る権利義務関係その他の状況等を正確に把握しているか？

② 種々の選択肢を比較検討し、それぞれについて酪農協に生じると予想される利益と損失等の定量的比

較を行い、議案が酪農協にとつて適確な選択であることが検証されているか？

- ③特に酪農協の経営に重要な影響を及ぼす業務について、必要に応じて専門家を活用しているか（例えば支店や支所等の出店用地の調査については不動産鑑定士、新商品のリーガルチェックや訴訟については弁護士、税務や会計については税理士などを活用する）？
- ④議案に内在するリスクを分析し、回避策を十分に講じているか？

7 重要会議への出席

●理事会等の意思決定の監査、監督義務の履行状況の監査

監事の職務は、理事の職務の執行を監査することであり、法定の機関である総代会及び理事会には全監事が出席する義務がある（農協法35条の5第5項等）。

●重要会議へ出席するに当たって留意すべき点は以下の通りである。

事前準備・付議予定の議案書(案)を入手し、議案書の決議・報告項目が法令・定款、理事会規則等に従っているか、内容が経営判断の原則に配慮しているかを確認し、必要に応

じ担当理事・部署に説明を求める。

席上・理事会においては、業務執行の意思決定の状況や、理事の職務の執行に対する監督の状況を確認する（農協法32条3項）。監事の発言内容を含め、重要な議事の経過の要領・結果についてメモを残しておくこと、議事録の記載内容の確認の際に役立つ。

なお、必要があると認められた時は、監事は意見を述べなければならず、また差止めを請求することもできる（農協法35条の5第5項）。ただし、監事としての立場に徹し、発言は指摘・助言・勧告等の意見や質問等にとどめ、意思決定に加わるような発言はしないことに留意する。

議事録・出席した監事は理事会の議事録に署名／記名押印しなければならぬ（農協法33条3項）。監事は、議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認する。できれば、ドラフトの段階で記載内容を確認し、必要があれば要修正点を申し入れる。

8 重要書類の閲覧

●監事は、理事の職務の遂行に関し、法令・定款違反等はないか、情報

保存管理体制その他内部統制システムの整備に問題はないか、などについて監査するために、重要な決裁書類その他理事の意思決定や業務執行に係る重要な書類や情報を閲覧する。

●閲覧対象となる重要書類

- ①重要な決裁書類
 - ②理事会、総代会その他重要な会議の議案書、議事録等
 - ③中長期事業計画、年度事業計画・予算・決算、仮決算報告、不良債権等の報告書、内部監査報告書等
 - ④重要な契約書、訴訟関係書類、その他の重要な書類
 - ⑤法令その他に基づく開示・提出書類等
 - ⑥定款、重要な規程等
- *特に重要な契約の締結や取引の状況等に関しては、一定基準を設けて選り出し、その決定内容や決定理由が酪農協の規程等に照らし適正な運用基準に合致しているか、不合理な点はないか、などを監査する必要がある。

9 内部統制システムの構築・運用状況をどのように検証するべきか？

内部統制システムは、決定しただけでは絵に描いた餅であり、これを

「PDCAと年度計画」に基づいて、継続的に整備（構築・運用）し改善を積み重ねていくことが、最も効果的かつ効率的である、との認識に立って、監視・検証する。

- ①酪農協の統制環境はどうか。組合長・会長の姿勢と認識はどうか。理事会の議論は活性化しているか。
- ②内部統制に関する報告内容は相当か、必要な事項を網羅しているか、酪農協に著しい損害が生じる諸々のリスクに対応しているか。
- ③経営環境の変化や内部統制システムの整備状況に対応し、報告内容について必要な見直しを行っているか。
- ④内部統制システムの整備に係る具体的な諸施策を含む年度計画を策定しているか。
- ⑤内部統制システムの体制の整備状況や問題の発生・対応状況を、理事会に定期的に報告しているか。

10 内部監査部門との連携について

●監事の監査と内部監査部門による監査とは、目的・対象等に違いがあるが、酪農協の経営の維持・発展という目的は共通しており、両

者の緊密な連携・協力が不可欠である。監事は、内部監査部門における定期的な会合へ出席し、内部監査部門から定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、内部監査報告書の閲覧や説明を受けて、内部監査部門がどのような監査を実施しているかを検証する。

内部監査部門の監査は、その目的や範囲が、監事監査とは大きく異なるため、たとえ同じ問題を扱ったとしても、その結論が異なる場合も当然考えられる。したがって監事は内部監査部門の監査の結果に全て依拠するのではなく、監事にとつて問題となる事項は何かという観点から判断する必要がある。このため必要と認められた場合は、監事の立場から再度監査を行う必要も生じる。

監事監査は、理事の意思決定過程の監査と執行過程の監査という二つの局面に区分されている。理事の意思決定は主として理事会等で行われているためこれらの重要会議に監事が出席し、監事自身が監査することが可能である。一方、理事の業務執行は、組織を通じて行われており、監事が全てを網羅

的に監査することは困難である。したがって、監事は日頃から、内部監査部門と密に連携する必要がある。

●内部監査部門に対する監査のポイント

①内部監査部門は、被監査部門等からの独立性が確保され、牽制機能が十分に働く態勢となっているか？

②被監査部門等から不当な制約を受けられることなく、監査業務を実施できる態勢が確保されているか？

③内部監査従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等の入手や全ての役員等を対象とする面接・質問等ができる権限を与えられているか？

④内部監査に関して、理事は十分な役割を果たし、また責任を負っているか？

●監事と内部監査部門との協力関係の具体例

①監査計画段階での協力

②監事からの依頼調査での協力（十分な調整と意見交換が必要！）

③監査の実施時点での協力（双方向での情報交換）

④監査報告に係る情報交換での協力

⑤内部監査部門が経営トップにネガ

ティブ情報を上げられる態勢づくりにへの監事の支援

⑥内部監査の品質評価（人員、予算、技術等）に対する監事の関与・強化に向けた支援

11 会計監査人非設置組合における監事の役割

●監事監査の対象

（農協法施行規則145条より）

監事は決算書類の以下の事項について監査意見を表明しなければならぬ。

・決算書類が当該組合の財産及び損益

の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか。

・剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうか。

・余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨。

（事業報告等についての監査義務は、会計監査人設置組合における監事と同じ）

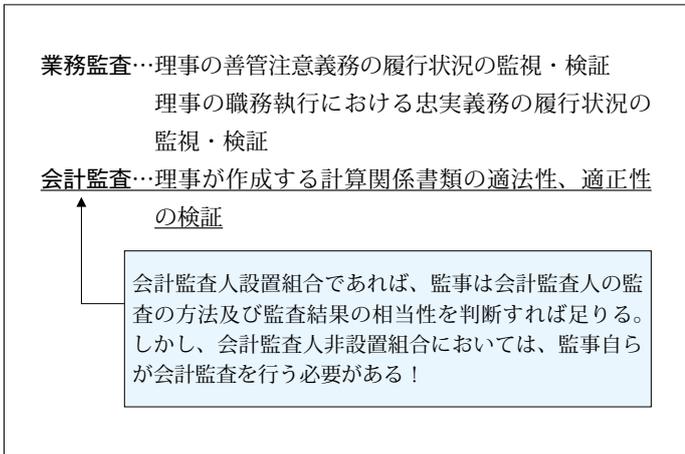
12 会計監査人非設置組合における会計監査の基本

●農協法が期待する監事の会計監査

農協法は、監事という職務に通常期待される程度の善管注意義務を尽くして会計監査の職務を遂行することを求めている。

特に、会計監査人非設置組合の場合は、専門家だけでない監事だけでなく、会計監査を遂行しなければならないため、会計監査人設置組合の監事に比べて、業務監査よりも会計監査の重要性や監査のウエイトが高く、その責任も大きくなる。

農協法施行規則144条2項では「公認会計士法（第2条第1項）に規定する監査のほか、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、



かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含む」と規定されている。つまり、農協法における「会計監査」は、会計監査人が行う監査だけでなく、監査を行う者（例えば監事）の能力等に応じた水準の監査も含まれると規定している。

このような監査は、財務・会計の高い知見を必要とするものではなく、監事という職務に通常期待される程度の善管注意義務の範疇に入ると考えられる。従って会計知識の少ない監事といえども、監査に際して必要とされる程度の基本的な会計知識は習得しなければならない。

●監事の会計監査のポイント

監事の会計監査とは、

- ① 日常の業務監査によって組合の実態に精通している監事の目から見て、決算書類が、組合の財産、損益の状況を正しく表示しているといえるか
- ② 毎日の財産の変動を「取引」として記録することから、決算書類を作成するに至るまで、「決算書類の作成基準」及び自組合の経理規程等に基づいて作成されているか。

具体的には…

- ① 「決算書類に表示された内容」が、その事業年度の「会計帳簿に記載され

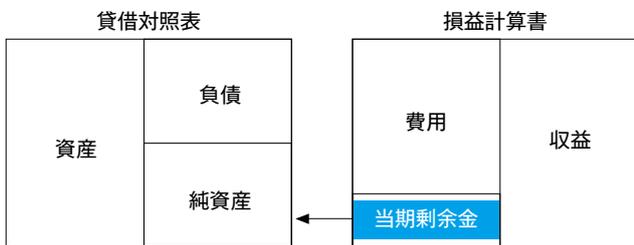
た内容」と合致しているか否かを確かめる。（例：経理規程等に準拠して処理されているか、貸借対照表及び損益計算書の各科目金額と、総勘定元帳の金額が合致しているか、など）

② 「会計帳簿に記載された内容」が「財産・損益の実態」と合致しているか否かを確かめる。（例：品質劣化した棚卸資産についてはきちんと評価損が計上されているか）

* 監事は、日常の業務監査によって組合の実態に精通している視点で、その合致の程度を判断する。

13 会計の仕組みとは？

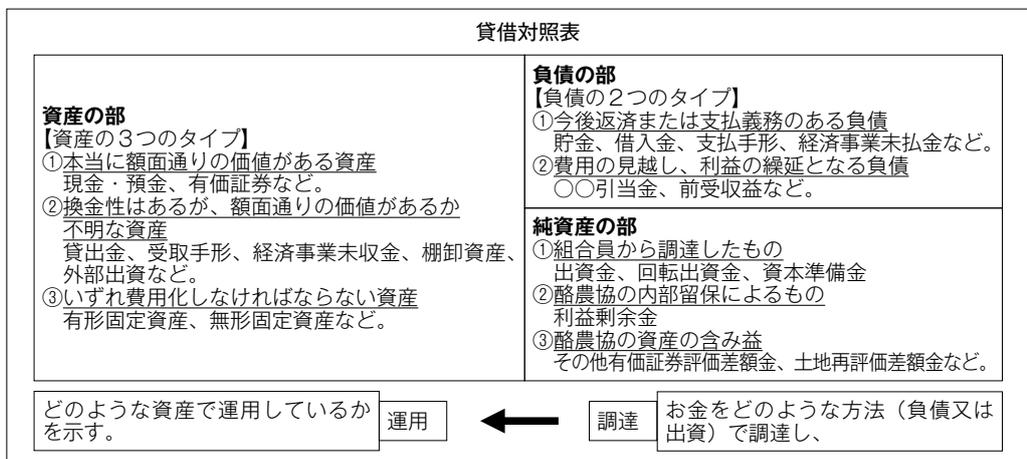
会計監査を効果的に行うために、財務諸表の基本的な見方及びそのポイントを身に付けよう！



- ・ 酪農協の財政状態を示す。
- ・ 毎期、累積されていく。
- ・ 【ストック】

- ・ 酪農協の経営成績を示す。
- ・ 会計期間が終わったらゼロに戻る。
- ・ 【フロー】

14 貸借対照表の本当の見方



つまり、酪農協が買った時にその資産がいくらだったのかを示している。

- ② 貸出金や売上債権、棚卸資産は、含み損がないか注意する！

↓ 貸倒れが起きると、貸出金や売上債権はお金が戻ってこない。この場合、ちゃんと貸倒引当金を計上しなければならない。棚卸資産も売れ残るリスクがある。この場合、割引販売や廃棄処理をしなければならない。

- ③ 有形・無形固定資産は「将来費用化の必要がある資産」とみなす。

↓ 有形・無形固定資産が多い酪農協は、将来の費用負担が大きくなる！

2. 負債についてのポイント

- ① 今後返済または支払義務のある負債は、額が大きくなってしまうと危険。

- ② 費用の見越し計上・利益の繰延となる負債は、ないと困る！

↓ 引当金は将来のリスクに対する備えであり、前受収益は将来の利益だから、これらを十分に計上している酪農協は、むしろ健全な決算を組んでいるといえる。

3. 純資産についてのポイント

- ① 利益剰余金は、出資金、資本準備金に比べて小さすぎないか？

1. 資産についてのポイント
- ① 本当に額面通りの価値がある資産はごく一部！
- ↓ 貸借対照表の資産の多くは「取得原価」で計上されている。

- ・酪農協が順調な経営を続けていれば、利益剰余金の割合が大きくなっていくはず。
- ・利益が出ていない酪農協は、自力で稼げない分、外部(組合員など)から資本を調達するしかなくなる。

②純資産の部の大半を評価差額金が占めていないか？

- ・その他有価証券評価差額金が多額を占める場合は要注意！
- ・含み益があるうちはよいが、市況が変わって含み益が消えてしまうと、経営状況がとたんに厳しくなる。
- ・自己資本比率の算定において「土地再評価差額金」は従来、自己資本(Tier 2)への算入が認められていた。しかしバーゼルIIIにより、土地再評価差額金の45%相当額については、自己資本への算入が認められなくなった(経過期間10年) ↓ 自己資本比率を引き下げる要因となる。

15 固定資産減損会計とは

固定資産減損会計とは、固定資産の価額や収益性が著しく低下しているような場合に、固定資産の帳簿価額の臨時的な減額(＝減損損失の計上)を行う会計処理である。

●固定資産の価額や収益性が著しく低下している場合(＝「減損の兆候」が生じている場合)とは：

- ・その固定資産を使っている支所や支店などの事業損益が継続してマイナスとなっている場合
- ・使用範囲又は方法について、回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

(例：支所や支店を統廃合して、使わなくなった建物が遊休状態になったり、あるいは「ふれあいセンター」を、別の用途に転用する場合など)

- ・主要な資産の市場価格が著しく下落した場合

(例：土地の帳簿価額に比べて時価が大きく下落した場合など)

●複数の酪農協が合併して一つの酪農協になったにもかかわらず、支所や支店、農業関連施設等の統廃合が進んでいない場合、「減損の兆候」が生じているリスクが存在する。このとき、減損の兆候を把握していないことから、減損損失も計上されておらず、固定資産の帳簿価額が実態より過大になっている可能性が高い。

●酪農協管内の地域同士のバランスを取るために、同じような施設を地域ごとに複数設けてしまうケー

スがよくある。固定資産減損会計が適用されている現在、不必要に固定資産を取得することが、大きな経営リスクにつながることに留意しなければならない。

16 損益計算書の本当の見方

酪農協の本業のもうけを表す。この事業損益が2期連続して赤字となると、固定資産減損会計における「全体減損の兆候あり」とみなされるリスクが高まり、多額の固定資産減損損失を計上しなければならない可能性が生じる。

→ 本来「事業費用」もしくは「事業管理費」に計上すべき費用を、「事業外費用」または「特別損失」に計上していないか、要注意！

特別利益、特別損失に異常な項目がないか、注意する。

1	事業総利益
(1)	信用事業収益
(2)	信用事業費用
	信用事業総利益
2	事業管理費
	事業利益 (又は事業損失)
3	事業外収益
4	事業外費用
	経常利益 (又は経常損失)
5	特別利益
6	特別損失
	税引前当期利益(又は税引前当期損失)
	法人税、住民税及び事業税
	当期剰余金 (又は当期損失金)

17 現預金勘定の重要性を認識しよう！

実際に現金の支出を伴わない減価償却費など一部の勘定科目を除き、基

本的に入出金を伴う勘定科目は全て、酪農協の現預金勘定を通ることになる。したがって会計監査においては特に現預金勘定に留意する必要がある。

①会計期間の預金通帳(原本)をざっと眺めてみる。

- ・毎月の入出金項目は通常、定期的に生ずるため、例外的な入出金があると目立つ。違和感を感じたら酪農協の職員に質問したり、関連する資料(請求書や領収書等)を入手してみよう。
- ・決算月は特に色々な調整が入りやすいので要注意(期末日だけ金額を合わせようとする等)。

②預金通帳の残高と預金出納帳、貸借対照表の金額を照合する。

- ・一致していることを確認する。
- ・不正や間違いがあるとなれば預金残高が合わなくなる。不一致の場合は理由を確認する必要がある。
- ・銀行から残高確認書入手することが望ましい。コピーではなく原本と突合することが重要である。(コピーは改ざんされるリスクがあるため)

③現金出納帳もきちんと作成され、職員が定期的に現金残高と突合し、役席者がその結果を検証していることを確認する。

「内部統制システム」の構築・運用と マネジメント層及び理事会の役割

J A 全国監査機構監査企画部・審査役

澤栗利紀氏



1 内部統制の必要性

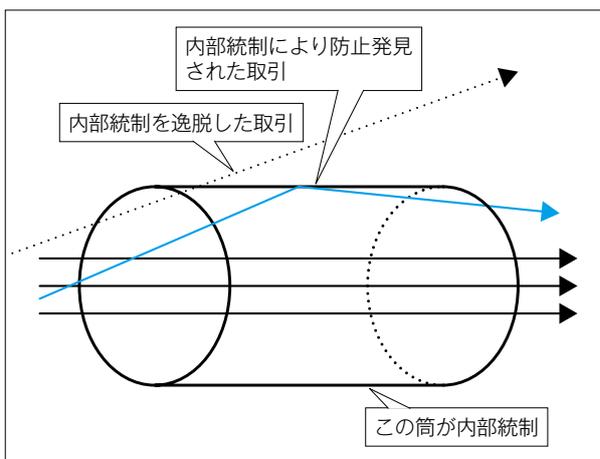
内部統制とは、「組織がその業務を適正かつ効率的に遂行するために、組織内に構築され、運用される体制及びプロセス」である。

内部統制の構築・運用の水準は、組織のマネジメント層（経営者）が決定するものであるが、業務の適正かつ効率的な遂行に合理的に保証を与えることのできる程度まで高められる必要がある。

例えば、組織における不祥事により、組合に損失が生じた場合、当該不祥事に対する適切な内部統制を構築し、運用していたかどうかがマネジメント層及び理事会構成員が結果責任を負うかどうかの判断基準になると考えられる。

ただし、従来から一定の内部統制を構築し、運用している場合には、ゼロベースで新たな内部統制を再構築する必要はなく、従来から整備運用

していた内部統制の棚卸を行い、必要に応じて追加修正すべき新たな統制を構築していくことが効率的と考えられる。



2 農協法による定め

現在の農協法において、内部統制システムの構築・運用の具体的内容や開示義務は明確には定められていない。

しかし、平成31年9月末までに一定の要件を満たすJA・連合会には会計監査人が設置される。会計監査人監査においては、内部統制の有効性の状況が、実施すべき監査手続や監査対象の範囲に決定に大きな影響を及ぼすため、有効な内部統制システムの構築及び運用が（実質的に）義務付けられていると考えられる。

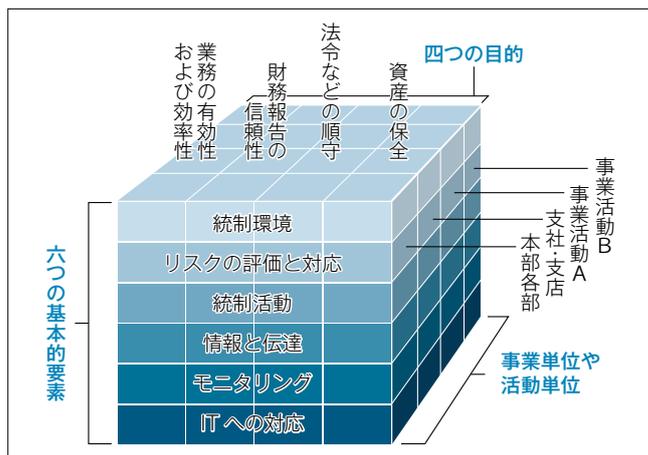
なお、（任意であっても）公認会計士による会計監査を受ける場合には、適切な内部統制を整備・運用していることが公認会計士が監査契約を締結する前提となる。内部統制が十分に整備・運用されていない場合には、監査契約が締結できないか、締結できた場合にも試査ではなく、精査に近い監査となり、膨大な監査工数が想定される。

また、JA 監事監査基準第21条には、監事が内部統制システムについて理事が適切な監督を実施しているか、監視し検証することを義務付けている。

3 内部統制の目的

内部統制の直接的な目的としては、下記の4点が考えられる。

- ・ 事業経営の有効性と効率性を高



- ・ 財務報告の信頼性を確保する
- ・ 事業運営に関わる法規や組合内ルールを遵守を促す
- ・ 資産を保全する

4 内部統制における各構成員の役割

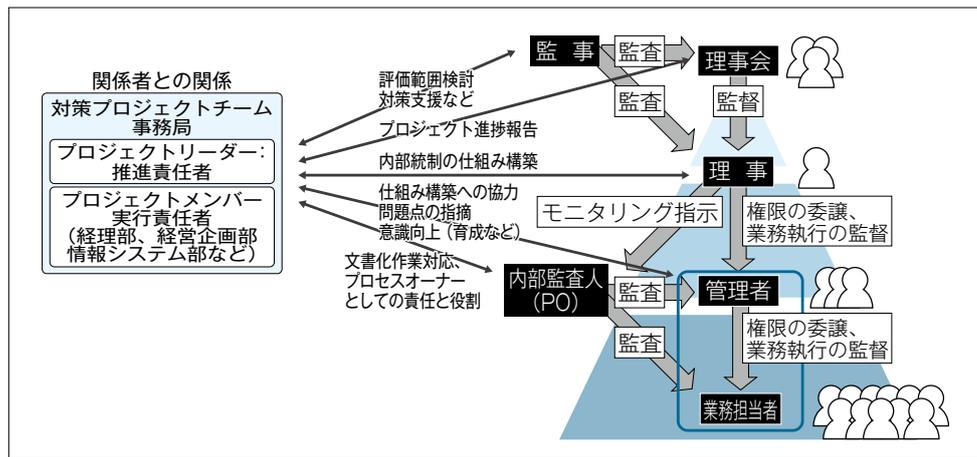
＜マネジメント層＞

組織の内部統制システムを構築し、維持する者は、一般的に理事会の承認の下で、業務執行を行う組織のマネジメント層（経営者、すなわち代表理事組合長、専務理事、常務理事）である。（このことは、会計

〈管理者（管理職）〉

管理者は、マネジメント層から権限を委譲し、その業務遂行の状況を監督する。

監査にあたり、会計監査人に提出する「経営者確認書」でも明確に記載されている。



限を委譲された特定の事業部門・部署の事業活動及び業務等について、担当者（職員）を指揮しその業務執行をモニタリングする。

〈担当者（職員）〉

担当者は、管理者の指揮のもとで特定の業務を遂行する。

5 理事会の役割と機能について

理事会は組織における「機関」として、マネジメント層の業務執行を監視・監督（モニタリング）する役割を有する。

また、監事監査や会計監査人による会計監査においては、リスク評価の過程において組合の内部統制システムに対する評価が行われる。

よって、内部統制システムの監視・監督について、従来以上に理事会の役割が重要となる。

そのためには、構築した内部統制が適切に運用されているかどうかのモニタリングを実施すること、すなわち関連部署から理事会への適時適切な報告が行われ、それに対する評価を理事会が行うことが重要であり、適切なモニタリング体制を構築する必要がある。

(1) 経営方針及び経営戦略の決定と進

捗管理機能

経営方針を決定し、達成すべき目標を定め、その達成度合いを評価する。

(2) 意思決定機能

理事会に付議された議案が組合の経営戦略に沿っているかを評価する。

(3) 内部統制システムのモニタリング

内部統制の構築運営の方針が、組合の経営戦略及び経営計画を遂行する上で、リスクとなっている事項を適切に管理するものとなっているかを検討する。

組合のリスク状況に応じたリスク管理体制を構築・運営するよう担当理事に指示する。

所管部署からの内部統制システムの運用のモニタリングを適時適切に実施する。

(4) 内部統制の方針の決議

現状の農協法では、内部統制システムの整備・運用が明確に定められていないこともあり、内部統制システムの基本方針について制定している組合は少数と考えられる。

しかし、日本においては上場企業ののみならず、会社法監査対象会

社、信用金庫等において、内部統制システムに対する取締役会等の機関決定がなされている。組合においても、この流れを受け会計監査人監査の導入や監事監査基準の改訂を契機に下記のような事項の決議を行い、内部統制を整備運用することが必要となっている。

理事会で決議すべき内部統制システムの体制には次ページのような事項が考えられる。



▲ 徳永常務挨拶

6 内部統制構築の手順

適切な内部統制の実現のためには、下記の要素が重要である。

・マネジメント層の組合経営に対する姿勢や考え方を確立し、統制環境を整備する

・リスクを識別し分析する

・リスクへの対応策を検討する

・具体的な手順やマニュアルを整備

決定すべき体制	決議の内容(例)
法定定款遵守 (コンプライアンス)体制	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守体制の整備、教育・研修の実施 内部監査室による内部監査の実施 コンプライアンス内部通報制度の整備
情報管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 決定に関する記録作成、決裁書類等文書保存規定の整備 監事が閲覧請求した場合の対応
損失危機リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害対応、品質、危険物管理等に関する規則・体制の整備、これらに関する教育・研修の実施 リスクが発見された場合の監事への報告
効率的な業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> 常勤役員会議、予算会議、中期計画策定会議等の設置と多面的な検討による意思決定の実施 内部監査、計算書類作成に係る内部統制の実施と業務改善 その他各種経営管理部署の設置
子会社等管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 子会社への内部統制システムの展開 子会社への財務報告にかかる内部統制の展開 親子間での経営理念の共有 親子間での報告体制の展開 親子間の役員派遣 親子間の業務・コンプライアンス監査の実施 子会社まで含めたコンプライアンス内部通報制度の展開
財務情報等作成開示体制	<ul style="list-style-type: none"> 決算資料の作成日程及び適切な決算担当者の配置 開示資料の作成体制
監事の監査支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 常勤役員会議付議案件、内部監査結果は都度報告 内部通報制度、取締役が組合に著しい損害が発生する恐れのある事実を発見した場合のその事実等を遅滞なく監事に報告する旨 代表理事と監事の定期会合の実施 監事と内部監査部門・会計監査人との連携

する

・職務権限を明確にする

・ルールや施策を関係者に周知徹底する

・検証(モニタリング)体制を構築する

●統制環境の整備

「組織のトップの正しい姿勢」がある。内部統制構築にあたり、最も重要である。内部統制システムが有効に機能

能する基本的かつ重要な要素として

「健全な組織風土の醸成」がある。

理事長(組合長)を始めとするマネジメント層が、倫理観を備えた確固たる経営哲学を持ち、自ら率先してコンプライアンスを重視する健全な組織風土を醸成することが重要である。

また、健全な内部統制環境を築くための組織理念・目的・戦略を明確にし、管理職・職員等に周知徹底することが必要である。

●リスクの種類

内部統制におけるリスクは、一般的に「リスク」のイメージである「危険」すなわち悪い結果の発生可能性という意味で使われる。

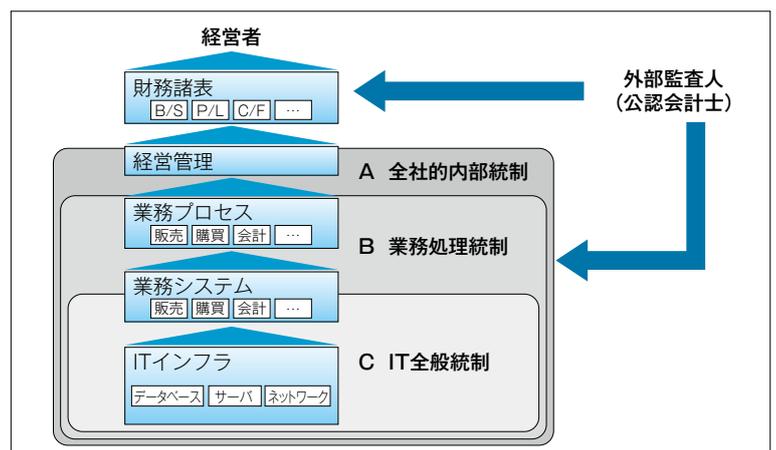
組織にとってのリスクとは、「組織活動の遂行を阻害する事象の発生可能性」と捉えられる。

●リスクの種類と統制

①全社的なリスクと全社的內部統制
組織全体の目標の達成を阻害するリスクである。

例えば、財政状態・経営成績及びキャッシュフローの状況の異常な変動・特定の取引先、製品、技術等への依存・特有の法的規制、取引慣行、経営方針・重要な訴訟事件等の

外部監査人
(公認会計士)



発生・経営者個人への依存等が挙げられる。

全社的なリスクについては、明確な経営方針及び経営戦略の策定、理事会及び監事の機能の強化、内部監査部門などのモニタリングの強化等、組織全体を対象とする内部統制を整備し、運用して対応することが必要となる。

財務報告の信頼性を確保する観点からも適正な会計上の見積り(引当金、減損会計、税効果会計等)

や予測を行なっていくために、全社的なリスクへの適切な対応が重要な要素となる。

具体的には、下記のような観点での統制の整備が考えられる。

- ・会計方針及び財務方針、会計上の見積り（引当金、減損会計、税効果会計等）

- ・組織の構築及び運用に関する経営判断

- ・経営レベルにおける意思決定のプロセス

②業務プロセスのリスク

組織の各業務プロセスにおける目標の達成を阻害するリスクである。

業務プロセスのリスクについては、通常、業務の中に組み込まれた統制活動等で対応することとなる。

具体的には、下記のような観点が重要である。

- ・財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす業務プロセスのリスクに対して、適切な統制を設定する
- ・統制が適切に機能しているか評価する
- ・承認された取引がすべて正確

に処理され、記録されることを確保する

業務処理統制は、マニュアルによる場合、ITによる場合、両者が一体として機能する場合があります。

③ITリスクとIT全般統制（ITGC）

業務プロセスにおける個々のアプリケーション・システムを支える、IT基盤に対するリスクである。

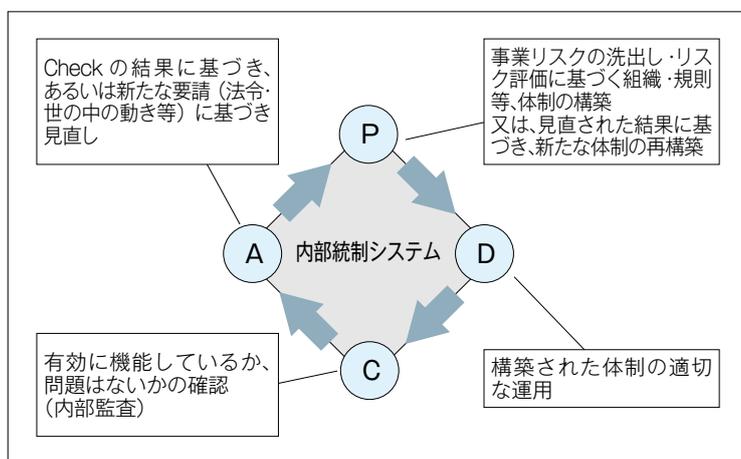
具体的には、下記のような事項を整備・運用することである。

- ・プログラム開発・変更
- ・管理システム運用基準
- ・セキュリティ基準

IT全般統制が有効であることを前提にIT業務処理統制（ITAC）を活用することが可能となる。

IT業務処理統制の例としては、下記のようなものがある。

- ・2つのデータを照合し、エラーが出た場合にエラーリストがシステムから出力される。
- ・一定の抽出基準に従いリスト（延滞リスト等）を作成する。
- ・誤った入力をするとう入力できない



いようにする。

・単価マスターを参照する。

●リスクの種類

①過去に生じたリスク

過去に発生したことがあるリスクについては、その影響を推定することが可能である。

ただし、過去に発生したことのあるリスクであっても、時の経過とともに、状況が変化し、影響の度合いが変化している可能性があることに留意する必要がある。

②未経験のリスク

未経験のリスクについては、どのような影響が生じるかということについて不透明であることが多いと考えられる。その影響について、より慎重に検討する必要がある。

●リスクの分析と評価

組合の業務において発生するリスクをコントロールするために、生ずるリスクを識別、分析、測定、評価する。

当該リスク評価に基づき、リスクを管理、コントロールする手順の構築を行う。

①リスクの識別

チェックリストなどを使い、関係者へのヒアリングを実施し、組合の経営方針や戦略を達成するための阻害要因となりうるリスク事象を特定する。

②リスクの分析評価

リスク事象の特定後、組合経営に与える影響につき、発生可能性と、発生時の重大性の観点から分析評価する。

③リスクへの対応策

分析したリスクにつき、費用対効果を勘案し、対応を検討する。具体的には、下記の3つの対応

をすることになる。

- ・リスクを完全に回避する（より強力な内部統制を構築する。）
- ・許容範囲まで低減を図る（相応の内部統制を構築し運用する。）
- ・許容する（特段の対応は行わない。）

●PDCAサイクルによる運用

内部統制システムは、一旦決定構築をすれば終わりという性質のものではなく、マネジメントが適切に運



▲ 会場の様子

用する必要がある。組合や社会情勢・要請の変化によって、あるいは組合内外での不祥事発生後の再発防止又は予防などを目的として、マネジメントが定期的に見直し、その結果に基づき、組織・規則の変更あるいは運用方法の変更といった体制を構築し直す必要がある。

マネジメントは、

- ①事業運営上のリスクを洗い出し、評価をした上で体制を構築し（Plan）、
 - ②実際にこれを運用し（Do）、
 - ③構築された体制が期待通り有効に機能しているか、あるいは問題が無いかを確認し（Check）、
 - ④問題や、問題が無くとも法令や社会の要請に適合しているか見直し（Act）、
- ①見直した結果に基づき体制を再構築する（Plan）し、
- ②運用（Do）につなげていくという、PDCAサイクルを確立することが必要である。

7 具体的な内部統制システムの見直しにおける視点の例

現状の業務及び内部統制システムの棚卸を実施した上で、下記のよ

うな視点を踏まえ、現状の内部統制システムの追加修正の要否を検討する。

(1)法令遵守体制

- ・事業に関連する業法の遵守はできているか。
- ・独占禁止法・公務員倫理規程等の遵守はできているか。
- ・その他コンプライアンスに関する諸規程の整備・周知徹底状況はどうなっているか。
- ・コンプライアンスに関する人材育成教育の策定・実施状況はどうなっているか。

(2)情報保存管理体制

- ・理事会規則・付議基準の整備・遵守状況はどうなっているか。
- ・内部監査の実施状況はどうか。
- ・コンプライアンス内部等通報制度の整備・運用状況はどうか。

(3)損失危機管理体制

- ・理事会議事録、経営会議議事録、担当理事決裁書、その他理事の職務の執行に係る文書その他の情報についてその保管に関する規程の整備と適切な保存・管理状況はどうなっているか。
- ・経営計画等の保管に関する規程の整備と保存・管理状況はどうなっているか。

・機密情報や個人情報等保護規定体制はどうなっているか。

- ・文書取扱規定・文書保管規定・情報システム管理規定等、情報保管・管理に関する基準及び体制はどうなっているか。
- ・契約書や法定帳票等の保存・管理の状況はどうなっているか。
- ・上記情報・記録類に対する監事閲覧請求への対応状況はどうなっているか。

・リスク管理に関する諸規程の整備・周知徹底はできているか。

- ・リスク管理に関する教育・訓練制度の計画と実施状況はどうなっているか。
- ・内部通報制度等の整備・周知徹底状況はどうか。

・危険物等の管理体制はどうなっているか。

- ・市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクの他、JAの事業内容及び性質等に生じるリスクの認識と対応状況はどうなっているか。

・各種リスクの測定・モニタリング・管理方法等の管理規程の

整備・運用状況はどうか。
 いるか。

・リスク管理の理事会等への報告体制の状況はどうか。
 いるか。

(4) 効率性確保体制

・経営会議等の設置状況・付議決裁体制はどうか。
 いるか。

・業務分掌規程及び各理事の職務の執行が効率的に行われる体制の整備と必要に応じた業務分掌規程の見直し状況はどうか。
 いるか。

・経営計画の進捗状況管理と必要に応じた所要の対策の立案・実行状況はどうか。
 いるか。

・内部監査の実施、整備・運用状況はどうか。
 いるか。

(5) 子会社等内部統制

・内部統制システム・財務情報に係る内部統制の展開状況はどうか。
 いるか。

・JAから要求された事項について報告・相談する体制の整備状況はどうか。
 いるか。

・経営理念の共有状況はどうか。
 いるか。

・子会社への情報提供の体制の整備状況はどうか。
 いるか。

・JAへの報告体制の整備状況はどうか。
 いるか。

・子会社への役員派遣状況と機能状況はどうか。
 いるか。

・グループ会社の経営基盤整備状況はどうか。
 いるか。

・法令等遵守体制の整備状況とそれを監視する仕組みの整備状況はどうか。
 いるか。

・リスク管理体制の整備状況とそれを監視する仕組みの整備状況はどうか。
 いるか。

・コンプライアンス内部通報制度の子会社への整備・運用状況はどうか。
 いるか。

(6) 財務情報内部統制

・適正な財務情報を確保するための諸規程の整備・周知徹底状況はどうか。
 いるか。

・財務情報への虚偽記載が発生するリスクの認識と対応状況はどうか。
 いるか。

・リスク管理のための職務規程類および業務手順書等の整備・運用状況はどうか。
 いるか。

・情報の適正性を確保するための仕組みの整備状況、モニタリングにより内部統制上の問題または不備を是正する体制の整備状況はどうか。
 いるか。

財務情報に係る内部統制に関するIT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用状況はどうか。
 いるか。

・財務情報作成のための適正なスケジュール管理の徹底はどうか。
 いるか。

・中長期的な経理担当者の人材育成はどうか。
 いるか。

・決算業務におけるボトルネックの把握と解消はどうか。
 いるか。

8 おわりに

内部統制とは、組織が当然に持っている仕組みです。

全社レベルの統制については、経営者が率先して、健全な組織風土を構築することが最も重要です。

業務レベルの統制については、職務記述やコントロール等の文書を作成していなかったとしても、管理職や業務担当者の頭の中には、何らかの業務フローや、チェックポイントが存在してはなりません。

内部統制の文書化の整備については、当初は相応の手間とコストがかかります。

しかし、業務を「見える化」することにより、不効率な業務の改善や、必要なチェックを追加すべき点が明らかになります。

また、担当者交代の際の円滑な引継ぎに役立つというメリットもあります。

会計監査人による監査を受ける受けないにかかわらず、内部統制の質を向上させることにより、内部統制の4つの目的を達成し、各組合が健全に発展していくことを期待します。

なお、当研修会の内容についてのご質問・また資料請求のご希望などがありましたら、

全酪連総務部 組織対策課
(03-5931-8003)

までお問い合わせください。

平成29年度 決算に向けて

平成30年3月期決算実務における 税務上の留意点

本年も3月となり、当年度の経営活動の総括たる決算期を迎えようとしています。そこで、“本3月号”では、当年度決算実施に当たっての税務上の留意事項の解説を中心とした「平成29年度決算に向けて」をお届けします。

なお、本稿では、平成30年3月期決算組合を前提としていますので、当該期以外の決算期となる会員の皆さまはご留意ください。また、紙面の都合上、該当法令名及び適用条項についての記載を割愛していますので予めご了承ください。

I 平成29年度税制改正の概要

平成29年度税制改正のうち、当年度決算に影響を及ぼすとみられる主要項目を、昨年同様リストアップ形式で改正ポイントのみ一覧掲載していますので、これにより改正内容の概要把握と再確認を行ってください。

改正項目① 中小企業者等に対する軽減税率の延長

「チェックポイント」

● 中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%（本則税率・19%）の適用期限が改正前の「平成29年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「平成31年3月31日までに開始する事業年度」までとなります。

従って農業協同組合は、年所得800万円以下の部分は15%、800万円超の部分は19%の税率の適用が継続します。

「適用時期等」

本税率の適用期限は、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長されましたので、当年度についても適用対象となります。

改正項目② 所得拡大促進税制の拡充

「チェックポイント」

● 適用要件のうち大企業については、平均給与等支給額が「前年度比が2%以上増加」に変更されたことから、前年度比が2%未満の増加であれば適用対象外となります。

● 税額控除額について、大企業は給与等支給総額の前年度からの増加額について2%の上乗せ、また中小企業者等（農業協同組合を含みます。）は平均給与等支給額が前年度比の2%以上増加の場合は、12%の上乗せがされます。

「適用時期等」

本改正は、平成29年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。



改正項目3

中小企業投資促進税制の見直し

【チェックポイント】

● 従来の中小企業投資促進税制について、一部見直しが行われ、これまでの上乗せ措置を改組して「中小企業経営強化税制」が創設されました。

● 従来の中小企業投資促進税制については、対象資産のうち器具備品が縮減され、適用期限が平成30年度末まで2年間延長されました。

● 新たに創設された中小企業経営強化税制により、中小企業等（農業協同組合を含みます。）が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得し事業の用に供する設備で、認定された経営力向上計画の中で、生産性向上設備または収益力強化設備としての要件を満たす設備について、即時償却または取得価額の7%（中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超えない法人と農業協同組合等及び中小企業等協同組合等については10%）相当額の税額控除との選択適用ができる制度です。

● 税額控除を適用する場合、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業等活性化税制との税額控除の合計が、当期の法人税額の20%までが上限となります。

【適用時期等】

本制度は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

改正項目4

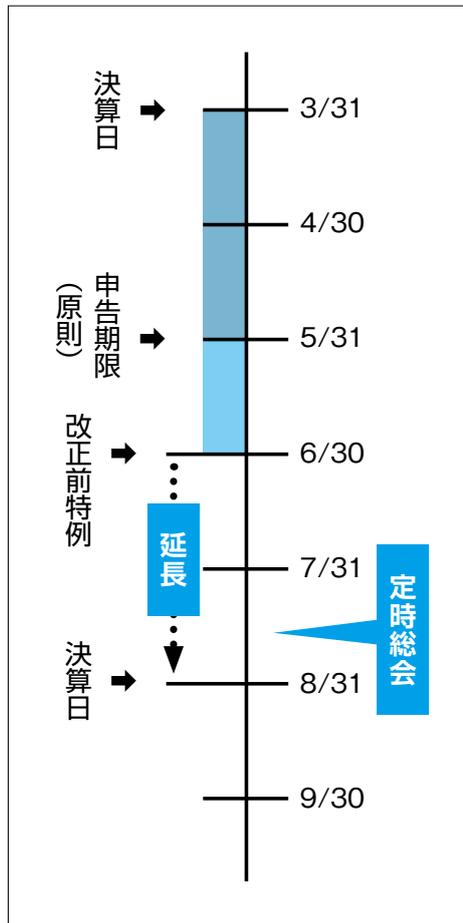
法人税の申告期限の見直し

【チェックポイント】

● 法人が会計監査人を置いている場合で、定款等の定めにより事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3か月以内にその各事業年度

の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、その定めの内容を勘案して4か月を超えない範囲内において、つまり最大で6か月まで税務署長が指定する月数の期間の申告書の提出期限の延長が認められることとなりました。

（例…3月決算企業が8月に定時総会を開催する場合）



【適用時期等】

本改正は、平成29年4月1日以後に行う承認申請等から適用されます。

改正項目5

中小企業等の貸倒引当金の特例の見直し

【チェックポイント】

● 現行、中小企業等の有する一括評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額の計算については、特例制度が設けられており、この中で中小法人等（普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本金等を有しないもの、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等をいい、ただし、一定の大法人等の100%子法人等は除かれます。）については、繰入限度額の計算についてその法人の貸倒実績率

によらず、法定繰入率による繰入れが認められています。

- 今回の改正で、公益法人等又は協同組合等の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、通常の繰入限度額の112%相当額とすることができるといふ「公益法人等又は協同組合等の繰入限度額の割増率の適用に関する特例」の割増率を12%から10%相当額（通常の繰入限度額の110%）に引き下げたうえ、適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。

【適用時期等】

本制度は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています。

改正項目6

中小企業向け租税特別措置の適用制限

【チェックポイント】

- 中小企業向けの次の租税特別措置については、その適用に当たり、適用事業年度前3年の平均所得金額が年15億円を超える法人（以下「適用除外事業者」といいます。）を除外することとされました。
 - 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額をその各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額が15億円を超える法人をいいます。
- ※ただし、上記の適用除外事業者には、農業協同組合は含まれないとの見方もありますが、今後、平成31年4月1日の施行日までの間、当該措置の動向についてはご留意ください。

- 適用制限となる措置は以下のものとなります。

- (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度に係る中小企業者等を対象とする措置

- (2) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る中小企業者に対する投資規模要件の引下げ措置

- (3) 特定設備等の特別償却制度に係る公害防止用設備の特別償却
- (4) 特定設備等の特別償却制度に係る自動車教習用貨物自動車の特別償却
- (5) 被災代替資産等の特別償却制度に係る中小企業者等に対する特別償却割合の上乗せ措置
- (6) 中小企業等の貸倒引当金の特例

【適用時期等】

本改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されますので、当年度については適用対象となりません。

改正項目7

協同組合等有する普通出資に係る受取配当等の
益金不算入の特例

【チェックポイント】

- 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等に対する普通出資（優先出資以外のもの）につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その普通出資に係る受取配当等の益金不算入額は、その他の株式等に係る配当等の額として、実際の保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額が益金不算入とされることとなります。
- ここでいう連合会等とは、農林中央金庫その他の協同組合等であって、その会員又は組合員が、根拠法（農業協同組合法等）の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものとなっています。本会もこれに該当しています。

【適用時期等】

本制度の適用期限は、法人の平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています。

Ⅱ 平成30年度税制改正について

昨年12月22日に「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。今後、現在開催中の第196回通常国会に上程され、年度末である3月31日までに「平成30年度税制改正法案」が成立する可能性が高く、当該「平成30年度税制改正の大綱」の内容（紙面の都合上、当該内容については省略いたしました）からすると、今回も法人課税関連については、幾多の改正項目が予定されています。

次に法人税関連の主な改正点について主要項目を列挙しておきますので、当年度決算に当たっては、まずは、本稿を参考に「平成29年度税制改正項目」につき見直しを行って頂き、その上で、当年度決算への影響を考慮しつつ下記改正項目を中心とした「平成30年度税制改正」の動向にご留意ください。

主な改正 (予定) 項目 平成30年度税制改正大綱のうち法人税関連を 中心として

☆改正 (予定) 項目1

↓ 従来の所得拡大促進税制が、大企業向け等の制度と中小企業向け等の制度との2つの制度に改組され、適用要件の見直しや税額控除額の見直しが行われることとなります。

☆改正 (予定) 項目2

↓ 情報連携投資等促進税制の創設により、青色申告法人で革新的データ産業活用計画（仮称）の認定を受けた者が、一定の要件を満たす「情報連携活用設備」の取得等をして事業の用に供したときは、取得価額について特別償却又は税額控除の選択適用ができる措置が講じられます。

☆改正 (予定) 項目3

↓ 右記改正項目6で記しました中小企業向け租税特別措置の適用制限について、適用除外対象制度が拡大されます。また、租税特別措置に対する大企業の適用除外措置の新設も行われます。

☆改正 (予定) 項目4

↓ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、適用期限が平成32年3月31日まで2年間延長されることとなります。

☆改正 (予定) 項目5

↓ 接待飲食費の50%相当額を超える部分の金額は、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないとされる交際費等の損金不算入制度について、平成32年3月31日まで2年間延長されることとなります。

☆改正 (予定) 項目6

↓ 欠損金の繰戻還付制度について、中小法人等以外の法人の適用を認めないとする中小法人等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度が平成32年3月31日まで2年間延長されることとなります。

以上、平成29年度決算に当たり留意を要する税制改正項目の改正項目につき、重点項目のみを中心に抽出し概説いたしました。紙面の都合上、チェックポイントのみの概要紹介となりましたので、各改正事項等の詳細については、関与税理士等に個別にご確認ください。

本稿が会員の皆さまの平成29年度決算手続き実施に当たり、多少なりともお役に立てばと願っております。

※参照・参考文献 「週刊税務通信」（税務研究会刊）

及び資料 ・国税庁ホームページ・平成29年度税制改正関連資料

財務省ホームページ・平成30年度税制改正の大綱関連資料

見と歩紀

No. 298

安孫子牧場
茨城県守谷市

河川敷を利用した酪農団地としての経営

地域の紹介

茨城県守谷市は東京都心から約35kmの位置にあり、市の南西から北東にかけて首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス、市の南東から北にかけて関東鉄道常総線が通っており、東京都心部に通勤する人々のベッドタウンとして近年市街地化のための用地開発が急速に進行しているところです。

今回取材させていただいた安孫子牧場はそのような守谷市に在り、茨城県酪農業協同組合連合会（大槻和夫代表理事会長）に所属されています。同連合会は農家戸数350戸、出荷乳量159,384t（平成28年度）となっております。

牧場の沿革

安孫子牧場の歴史は山形の農村出身であられた祖父が終戦後、満



▲ ご家族



▲ 大木流作地区の酪農団地





州より集団帰国。国から現在の大本流作地区を与えられ畑を開墾したのが始まりでした。当初はトウモロコシや米などを作っていたのですが、元々鬼怒川、利根川が合流する湿地



▲ 浸水時の河川敷

帯だった為大雨のたびに水害にあい農作物が被害にあう日々だったそうです。流作という名前も作物が流されるからつけられたとのこと。牛舎建築後も年に2回ほどは氾濫し牛舎が水に浸かり、特に2007年7月に発生した台風4号では牛舎が水没、その際は県酪連・全酪連の職員も泥掻き等救援に伺ったそうです。その後治水の為、周辺農家と共に12戸の酪農家が牛舎を集団移転、現在の場所にて酪農業を継続することとなりました。

現在の牛舎構造はフリーストールで経産牛100頭、仔牛育成牛40頭を飼養されています。作業としてはご主人の健一さんとご両親の3名で、健一さんがTMR調製を中心に行い、搾乳、哺育・育成管理等については

3名で分担しながら行っているそうです。年間出荷乳量は702t、初回分娩月齢24か月、平均分娩間隔は430日ということでした。

経営の特徴

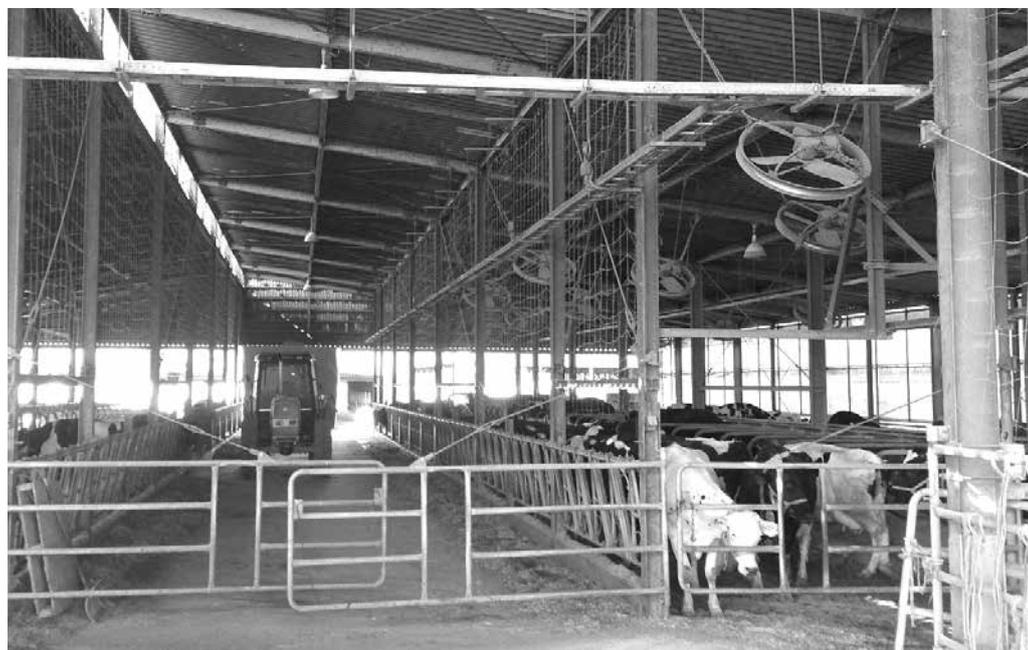
河川のそばということで広大な河川敷を利用した自給作物が経営の特徴です。安孫子牧場として12〜13haの河川敷及び畑を利用してイタリアンライグラスを中心としたサイレージを調製し牛に給与を行っておりま

す。また集団移転という条件を活かし、一括で巨大な堆肥発酵施設を建設し、酪農家だけではなく周辺野菜農家にも販売、その収入で発酵施設のメンテナンスや機械の燃料費などを賄う堆肥組合も併せて立ち上げています。周辺農家との距離が非常に近い為

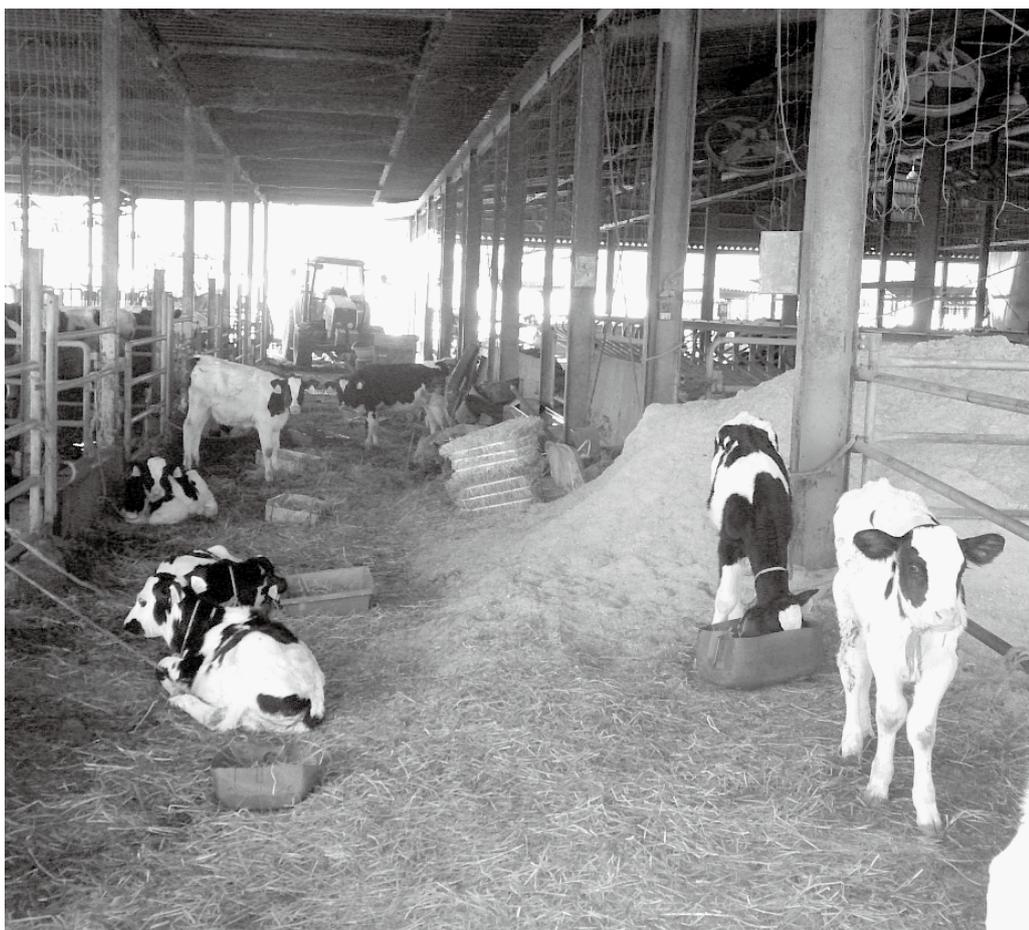
定期的な意見交換や勉強会等が行われているのも特徴の一つです。

管理の特徴

朝が早く搾乳は毎朝4時にはスタートし、7時過ぎには終了。また夕方午後6時半には終わるようにし



▲ 牛舎



▲ 子牛・育成

ています。乳脂肪対策としてジャージー牛を移転する前から5頭ほど飼養し、牛乳を混ぜることで高い乳脂肪を通年維持しており、非常に気温が上がる夏場でも4・0を切ることなく高い値で推移しています。種付け比率もホルスタインと和牛で8..

今後の目標

牛舎の立地状況から規模拡大や増

2とし、後継牛を確保しつつ自家育成で回転し、相場に左右されやすい素牛導入を行わないようにしています。

頭というのは非常に難しい為、まずは個体成績の上昇を図りたいとのこと。また奥様は1歳のお子さんがいらっしゃるためまだまだ牛舎に入り作業を手伝うことが出来ていませんが、将来的には高い乳脂肪を活かしたバターやアイスクリームや、大好きというチーズの製造販売等、6次化に向けての準備を行いたいとのことでした。

最後に

大木流作地区の酪農家全員に言えることですが、本当に沢山の困難を乗り越え現在の場所酪農を営んでいることを非常に感じました。治水を行ったとは言えゲリラ豪雨や台風が通過した後は、今でも河川敷の草は水に浸かり牧草が給与不能になるということがあつてます。米などの作物が天候の影響を受け不安定な



▲ 飼料畑

収入状況の中、ある程度の収入が予測できる乳牛の存在というのは非常にありがたく、また大切なものであったというのが伝わって参りました。現在パーラーはヘリンボーン式でありますが、これは入植した祖父から「牛の乳房をしっかりと見ろ」との教えからこの方式を導入されたとのこと。安孫子牧場、そして大木流作地区のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

本所発

全国酪農青年女性会議「平成29年度研修会」を開催

平成30年1月25日(木)～26日(金)全国酪農青年女性会議(半澤善幸委員長)主催の「平成29年度研修会」が開催されました。

当日は役員・委員・事務局と総勢31名の参加。

1日目は「農作業の事故をなくすには!」と題した、グループディスカッションを行いました。まず始めに本会購買生産指導部酪農生産指導室丹戸課長より、話題提供として、農作業中の事故の実情等について説明があり、その後、5グループに分かれてディスカッションに入りました。討議では役員、委員の皆さんの体験談等をふまえた防止策について各グループで活発な討議がなされていました。討議終了後、各グループの代表者が討議内容を発表しました。最後に丹戸課長より農作業の事故を無くす重要な



▲ 丹戸課長

ポイントとして①現状の把握と認識(身の回りの危険の所在の把握、心身機能の変化の認識)、②事故の予防(意識啓発、知識・技能の付与、作業環境の改善、農機具の安全

な使用等の徹底)、③万一事故が起きたときのための対応体制強化や保険、共済の加入が重要であると締めくくり討議は終了しました。

2日目は「アンチミルク情報の影響と対策」と題し、一般社団法人Jミルク広報グループ箸本部長より講演が行われました。講演では、アンチミルク的言説は、近代栄養学・西洋型食文化などへの情緒的批判からくる非科学的な論考であり、一つ一つエビデンスを重ねて真実に近づいていこうという近代科学的な態度からは程遠いものである。アンチミルク対策とは、アンチミルクを唱えている方を直接対象にするのではなく、その影響を受ける可能性のある消費者の方々にエビデンスに立脚した科学的な情報をわかりやすく伝えることが重要であるというお話があり、その後過去に出されたアンチミルク言説を例にして、本来の牛乳の効果や機能性について科学的な論点で説明を頂きました。(O.K)



▲ Jミルク 広報グループ
部長 箸本弘一氏



▲ 半澤委員長挨拶



▲ 1日目 グループディスカッションの様子



▲ 発表の様子



▲ 2日目 研修会の様子

大 阪
支所発

山口県酪農青年女性会議 第16回「酪農語る多会」が開催される

去る2月7日(水)、山口県酪農青年女性会議（松永毅委員長）は、山口農林事務所畜産部会議室において、恒例行事となっています『第16回（平成29年度）「酪農語る多会」』を開催しました。

今年は、会員、山口県立農業大学校酪農経営コースの学生、および関係者と合わせて総勢50名の参加となりました。松永委員長の挨拶ののち、午前中は研修会とグループディスカッション、午後は会の名前のと

おり参加者が自由に語り合う2部構成で行われました。

午前の部では、社会保険労務士の錦谷氏を講師に迎え「酪農経営と雇用」と題して従業員を雇用する際の基礎知識等について研修したのち、「雇用がも

たらす酪農経営への影響」をテーマとし、現況が設定された架空の牧場に従業員を1名雇用した場合、①牧場主は従業員にどのような仕事をさせるか？②収入はどう変わるか？③牧場主はどう変わるか？についてグループごとに話し合い、まとめた内容を模造紙に記入、グループの代表者が発表しました。経営規模が大きくなりつつある状況下で、従業員の確保如何は経営規模の維持・拡大のカギを握っており、安定的に優秀な人材を確保することは牧場経営にとって重要課題となっているなか、有意義な研修会となりました。また、昼食の後は、参加者同士で近況や今悩んでいることなどいろいろなことを自由に話しました。

日々忙しいなか、楽しく有意義な1日を過ごし、参加者それぞれ何かを掴んで持ち帰られたことと思います。また、農業大学校の学生にとっては、描いている自分の将来像（酪農家？）をもう少しはっきりと描ける機会になったことと思います。（K.I）



▲ 研修会講師の
錦谷社会保険労務士



▲ 参加者の皆さん



▲ グループディスカッションでの代表者発表



▲ 研修会



▲ グループディスカッションのまとめ

福岡
支所発

「さが農業まつり」開催！

県内で最大規模の農業イベント「さが農業まつり」が、平成30年1月31日(水)～2月4日(日)にかけて開催されました。毎年、この時期にJAさが（大島信之代表理事組合長）が主催開催するもので、今年で43回目になります。

様々な佐賀県の農産物や特産物が並ぶ中、酪農コーナーでは、佐賀県酪農婦人部連絡協議会（原口真理子会長）会員生産者自らが、牛乳試飲や乳製品の販売コーナーに立ち、来場客に牛乳乳製品の消費拡大を訴

えました。そして、酪農理解醸成ブースでは、等身大模型牛の『くるみとクルクル』親子が登場し、お母さん牛の『くるみ』による乳しぼり体験、仔牛の『クルクル』によるミルクあげ体験などに、多くの親子連れが関心を示しました。

寒波の到来で、連日気温も低く、日によっては雪も舞い飛ばあいにくのお天気となりましたが、寒さも吹き飛ばす熱気に会場全体が包まれる5日間となりました。

(M.Y)



▲ 牛乳いかがですか～？



▲ 搾乳体験ブース、お母さん牛『くるみ』

名古屋
支所発平成29年度第2回研修会を開催
—中部酪農青年女性会議—

去る2月14日(水)、中部酪農青年女性会議（小笠原和美委員長）主催による平成29年度第2回研修会が、名古屋市のダイニングバー「FINE DINING TASTE-6」にて開催されました。

今回の研修会は、女性を対象に開催され、当日は27名の参加がありました。

研修会は「昼食会及びマジックショー」と題して行われました。昼食会では、酪農家さんが製造されたチーズもふるまわれ、参加者のみなさんは、おいしい料理、手造り

チーズとマジックショーを楽しめました。

皆さんからは「久しぶりに会えた方もいて嬉しかった。」「色々な人と話が出来て、また酪農を頑張ろうという気持ちになった。」「チーズの試食をして、舌触り、食感がいろいろあり、勉強になった。」などの声が寄せられました。

これからも、中部酪農青年女性会議では様々な活動を行ってまいります。次回は3月15日(木)～16日(金)に静岡県浜松市「浜名湖ロイヤルホテル」において「第47回中部酪農青年女性酪農発表大会」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

(U.N)



▲ 小笠原委員長

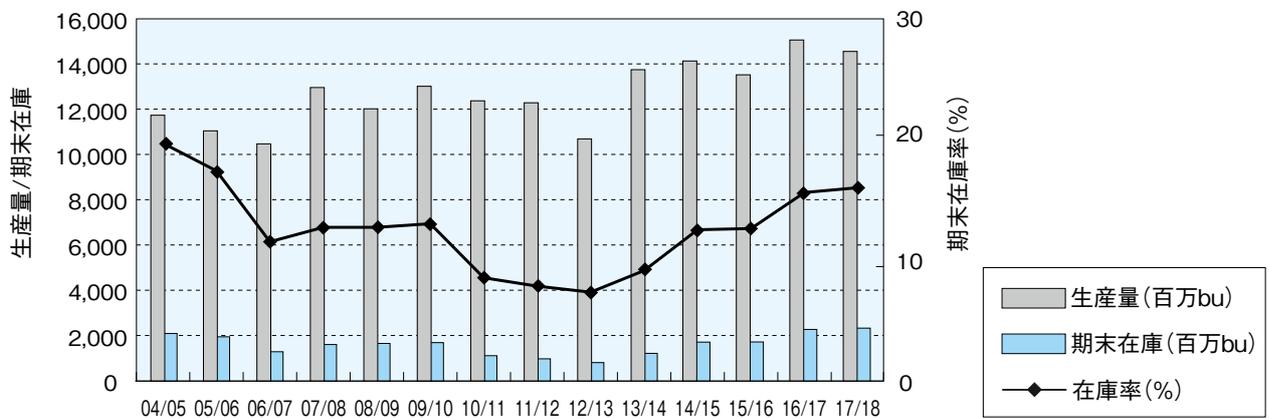
ふるまわれ、参加者のみなさんは、おいしい料理、手造り



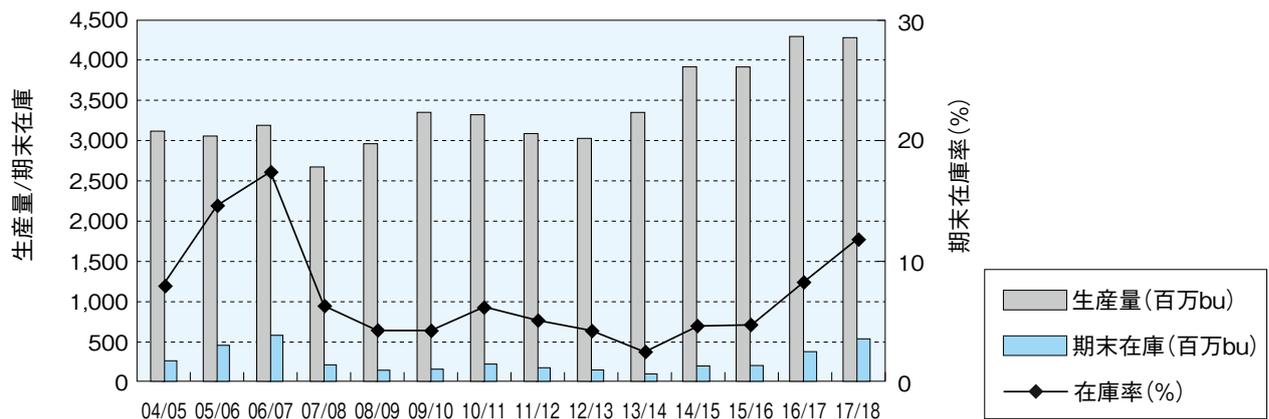


		16 / 17年産	17 / 18年産
2月8日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	作付面積 (百万エーカー)	94.0	90.2
	単 収 (ブッシェル/エーカー)	174.6	176.6
	生 産 量 (ブッシェル)	151 億4,800万	146 億400万
	需 要 量 (ブッシェル)	146 億4,900万	145 億9,500万
	期末在庫 (ブッシェル)	22 億9,300万	23 億5,200万
	在 庫 率	15.7%	16.1%
	トウモロコシ 相場動向	17/18年産トウモロコシは輸出需要が前月から上方修正されたため、期末在庫は下方修正された。アルゼンチン産、ウクライナ産の輸出減少により米国産の価格競争力が継続されることを織り込んだものと見られる。期末在庫の市場予想平均の24億6,800万ブッシェルを下回ったため、発表後は買い注文が集まり、相場は上昇した。最近の相場変動材料は南米の作柄状況となっている。今回のUSDA (米国農務省) の発表ではブラジルのトウモロコシ生産見通しは据置きであったが、CONAB (ブラジル国家食糧供給公社) は生産見通しを先月の92.35百万tから88.01百万tへと大幅に下方修正した。またアルゼンチンでも降雨が少ないことから生産見通しが3百万t下方修正された。アルゼンチンはさらに下方修正されるとの見方も強い。米国産の競争相手である南米産地が不調なことからシカゴ市場は値上げ基調で推移している。	
大豆粕相場動向	米国産は、輸出需要が下方修正されたため、期末在庫は上方修正された。CONAB (ブラジル国家食糧供給公社) がブラジル産大豆の生産見通しを上方修正したことを織り込んだものと見られる。市場予想平均の4億8,600万ブッシェルを上回ったため、発表後は売り注文が集まり下落したが、その後反発した。国産大豆粕についてはこの時期、国内搾油メーカーでは定期修理に入っているため発生量は減少しているものの、需給は落ち着いている。輸入大豆粕については、中国産がメインであり、旧正月用の食肉需要のため家畜向けが伸びている。旧正月後は需要は一服すると見られているが、アルゼンチンでは乾燥懸念のため大豆が減産されるとの見方が強まっており、相場は値上げ基調で推移している。		
糟糠類	【一般フスマ】 堅調な需要 (配合率4.0 ~ 4.1%) と発生量が減少していることから、全国的に非常薄い在庫水準であり、極めて需給が逼迫している状況。大豆粕等の他の原料が高騰しているため、ふすまの需要も引き続き堅調に推移していくと見られる。		
	【グルテンフィード】 輸入品については大豆粕同様に中国での飼料用需要が伸びている点、中国国内でのマイロの代替としてトウモロコシ価格が高騰している点から価格は値上げ基調で推移している一方、国内スターチメーカーの工場稼働率は2月から上がっており、今後グルテンフィードの発生量の増加が見込まれている。国内飼料需要の8割は国産品だが、大豆粕が高騰しているため、引き合いが強まる可能性がある。		
海上運賃	パナマックス型市況は弱地合いの展開となった。引き合いは散見されるものの市況を下支えするには物足りず、中国向け貨物も旧正月を前に荷動き自体は堅調なもの、船腹余剰から貨物の取り合いとなり用船料が十分に上がらず、先物も一進一退という状況も相まって上昇のきっかけを掴めない展開となった。しかし下げ幅は縮まっており、早晚市況は底打ちすると考えられる。その後は上昇して行くことと予測される。		

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移



米国産大豆生産量と期末在庫の推移





輸入粗飼料の情勢

平成30年2月

北米コンテナ船 フレート	2月のGRI（海上運賃一斉値上げ）は多くの船社で回避されましたが、いくつかの大手海運会社は2月からPNW（太平洋西岸北部）出しの値上げを実施することとなりました。3月以降、他の海運会社も追随するか注視する必要があります。また、一部の船社ではサービスや寄港地の変更も発生しており注意が必要です。
ビートパルプ	【米国産】産地では順調に製糖作業及びペレット生産が行われています。この冬に大寒波と大雪に見舞われた米国東岸での交通機関の混乱は、日本向けBPP生産の主力ミネソタ州及びノースダコタ州ではその影響も少なく、現在のところ貨車の輸送状況も順調です。前月の情勢でも記載した通り、一部地域で想定以上の単収減があったことから、供給量も減り、追加買付は難しい状況となっています。この影響で中国向けの販売数量は、当初予想を大きく下回ると言われています。新穀の作付けは早い地域で3月末、日本向け主力のミネソタ州及びノースダコタ州では4月中旬のスタートとなります。
アルファルファ	【ワシントン州】輸出向けや米国内向けの高成分な上級品の需要は増加傾向にあり、昨年の同時期と比べると余剰在庫は少なく、端境期の在庫は限定的となる見込みです。現地では降雪が多くみられ、峠や山間の道路が通行止めになり工場までの原料草の搬入や港湾までの輸送で遅延が起りやすくなっています。
	【オレゴン州】オレゴン州でも輸出向けに限らず米国内向けの高成分な上級品のアルファルファの需要が旺盛です。このため産地在庫はほぼ成約済で、一部の低成分品や変色が激しいブリーチ品のみが残っている状況です。産地価格は刈取り番手が進むにつれて上昇し、特に成分が高い4番刈は3番刈を上回る価格となっています。
	【カリフォルニア州】カリフォルニア州南部インペリアルバレーでは12月上旬で2017年産の収穫作業は終了しています。2018年産の1番刈りは2月中旬から収穫作業が始まる見込みです。2017年の生産量はアルファルファの種子価格上昇からインペリアルバレーでは種子の収穫に転換している圃場が増え、牧草としての生産量は減少しています。また、米国内のトラック等の輸送環境も変化してきています。特に内陸からの輸送についてはトラックの不足や法改正による業務履歴の記録や実働時間の制限、さらには燃料代の上昇などにより、そのコストは徐々に上がってきています。新穀の相場動向に加え、米国内の輸送事情も品代に影響を及ぼしていく可能性があります。
チモシー	【米国産】2017年1～12月の米国産チモシーの輸入数量は333,354 tとなり、前年比103%となっています。日本からの需要は引き続き堅調に推移しており、それに伴って産地相場も高止まりしたままで推移しています。17年産の在庫について、低級品は一部未制約のものもあるようですが、高級品についてはほぼ成約済となっており、今後の追加買付は例年よりも難しい状況と言えます。
	【カナダ産】2017年1～12月のカナダ産チモシーの輸入数量は101,296 tで、前年比では130%と4年ぶりに輸入量は10万t台となりました。既報の通り、17年産は収穫期の天候に恵まれたことから、南部レスブリッジ地区および中部クレモナ地区のどちらの地区においても発生量の半数以上が上級品の発生となり、作柄が良好であったことが要因と言えます。加えて、米国産チモシーの価格高騰により相対的に割安感があることが輸入量増に拍車をかけたとも考えられます。日本および韓国からの需要は引き続き堅調であり、産地在庫はほぼ成約済の状況となっています。
スーダングラス	2017年1～12月のスーダングラスの輸入数量は261,776 tとなり、前年比103%となっています。17年産の産地相場は16年産と比べると強含みで推移しています。17年産はスーダンハイの相場が良かったことから、例年よりもハイの生産量が多く、種子の生産量が減少しました。このため、一部では新穀向けの種子相場への影響が懸念されていますが、17年産以前の繰越在庫もあるため、18年産の作付や生産自体への影響は限定的との見方もあります。作付面積については、スーダングラスと競合する小麦の相場が現時点では低迷していること、スーダンの産地相場は引き続き好調なことから昨年と同程度になるものと予想されます。
クレイグラス	クレインは全酪連の登録商標です。 2017年1～12月のクレイグラスの輸入数量は72,853 t、前年比では110%となっており、2年ぶりに輸入数量は7万t台に達しました。1月15日時点のクレイグラスの作付面積は前年比27%増となっており、18年産の作付面積は16年産並みに回復することが期待されます。産地在庫はほぼ成約済で、日本および韓国からの需要は引き続き堅調なことから、多くのサプライヤーが、繰り越し在庫がない状況で新穀を迎えることになりそうです。堅調な引き合いと限定的な繰り越し在庫が新穀の相場にどのような影響を及ぼすか、今後の動向には例年以上に注視が必要と言えます。今年は暖冬傾向と言われており、18年産の生育は今のところ早めの進捗を見せています。最も早い農場では今後2～4週間のうちに水入れを開始する見込みです。
ストロー類	17年産については、作付面積、単収が減少していることから全体的な生産量が少なく、また、16年産の繰越在庫も例年になく少なかったため、多くの生産農家が売り時を探って未だに在庫を抱えている状況です。年明けから一部の生産農家がサプライヤーに在庫を売り始めているようですが、余剰在庫が潤沢にある状況ではなく、引き続き供給のタイト感は続く見込みです。
オーツハイ	2017年産の豪州産オーツハイの生産は終了しています。西豪州では収穫期を通して断続的に降雨があり、上級品の発生はごく一部に限られ、大半は何らかの降雨被害を受けた中～低級品の発生が中心となっています。サプライヤーによっては上級品の繰越在庫があり、今シーズンの通年供給も可能なようですが、西豪州全体での上級品の供給力は例年よりもやや落ちる見込みです。南豪州では収穫期の天候に恵まれ、多くの上級品が発生しています。東豪州では産地のエリアによっては作況が大きく異なっています。中部エリアでは天候に恵まれたことで上級品の発生が中心となっていますが、収穫中に降雨被害に見舞われた西部および東部では中～低級品の発生が中心となっています。産地価格については、比較的発生量が多い中級品については値下げに動いているサプライヤーが見られます。上級品については今のところ、昨年と比べてやや軟調に推移しています。ストロー類については、西豪州、南豪州、東豪州の各産地で収穫期に降雨が発生し、南および東豪州では輸出向け品質のものは少なく、西豪州についてもストロー類の発生は北部を中心に限定的となっています。

作品募集のお知らせ

第45回 らくのう こどもギャラリー

① 募集規定

- (1)酪農を中心とした題材の図画（大きさは自由）
- (2)自作で未発表のものに限ります。
- (3)作品には、題名・住所・氏名・振り仮名・年齢・学校名・学年・保護者名を必ず記載してください。また、酪農家の子弟については保護者の所属組合名を記載してください。
- (4)作品返却を希望される方は応募時に返却希望の旨を申し出てください。

② 応募資格

4歳から中学生までの酪農家の子弟、および酪農に関心のある一般のお子さん。

③ 締切日

平成30年5月28日（月）（当日消印有効）

④ 提出先

下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性会議事務局宛に提出してください。

⑤ 審査結果の発表

「第47回全国酪農青年女性酪農発表大会」の発表要旨、および全酪連会報7月号に審査結果を掲載いたします。

⑥ 褒賞

- ・特選 1点
 - ・入選 4点以内
 - ・秀作 若干
 - ・ファミリー賞 若干
（牛とのふれあいなど、ほのぼのとした雰囲気を持つ作品に贈られます）
 - ・あすなる賞 若干
（小学校入学以前の方の優秀作品に贈られます）
- ◎特選に選ばれた方は、保護者（1名）同伴で「第47回全国酪農青年女性酪農発表大会」に招待します。
- ◎入賞者には記念品を贈呈いたします。
- ◎図画の優秀作品は、作者の顔写真・審査講評と共に「全酪連会報」の最終ページに掲載します。



第44回 特選
「パーラーでリラックス」
土山 希望さん

第9回 酪農いきいき フォトコンテスト

全国酪農青年女性会議では、酪農家の生活や牛乳の生産現場をより鮮明に消費者に伝えていくことを目的に、「酪農いきいきフォトコンテスト」を実施します。

つきましては、下記のとおり作品を募集しますので、ふるってご応募いただきますようお願いいたします。

① テーマ

- ①「乳牛のいる風景」
- ②「酪農作業風景」

※いずれも、酪農家がいきいきと牛乳生産に励む様子や、安心安全な牛乳生産のため懸命に仕事に取り組む姿勢が感じられるようなもの。

② 募集規定

- (1)写真は可能な限りデータで提出してください。
- (2)自作で未発表のものに限ります。
- (3)作品には、題名・氏名・振り仮名・住所・所属組合名を必ず記載してください。

③ 応募資格 酪農家

④ 締切日

平成30年5月28日（月）
（当日消印有効）

⑤ 提出先

下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性会議事務局宛に提出してください。



第8回 最優秀賞
「どうぞ!」 山縣 千晶さん

⑥ 審査方法

応募作品を「第47回全国酪農青年女性酪農発表大会」の会場内に掲載し、大会参加者の投票による審査を行います。（応募多数の場合は事務局による予備審査を行います。）

⑦ 審査結果の発表

- ①「第47回全国酪農青年女性酪農発表大会」2日目に投票結果として掲示します。
- ②「全酪連会報」の表紙に使用します。（号数未定）

⑧ 褒章

- ・特選 1点
（2テーマの中で特別に投票数の多かった作品）
 - ・入選 若干数
（特選を除いて投票数の多かった作品数点）
- ◎入賞者には賞品を贈呈いたします。
- ◎提出していただいた作品の返却はいたしません。
- ◎応募していただいた作品は、全酪連会報およびカレンダーへの掲載を含め、今後各地での牛乳消費拡大活動（「父の日に牛乳を贈ろう!」キャンペーン含む）等で使用することがありますのでご了承ください。

提出先一覧

- 北海道酪農青年女性会議
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1
酪農センター5階 全酪連札幌支所内
TEL 011-241-0765
- 東北酪農青年女性会議
〒980-0021 仙台市青葉区中央1-7-20
東邦ビル3階 全酪連仙台支所内
TEL 022-221-5381

- 関東甲信越酪農青年女性会議
〒108-0014 東京都港区芝4-17-5
相鉄田町ビル5階 全酪連東京支所内
TEL 03-5931-8011
- 中部酪農青年女性会議
〒460-0008 名古屋市中区栄1-16-6
名古屋三蔵ビル3階 全酪連名古屋支所内
TEL 052-209-5611

- 西日本酪農青年女性会議
〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-14-10
新大阪トヨタビル6階 全酪連大阪支所内
TEL 06-6305-4196
- 九州酪農青年女性会議
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-15
事務機ビル7階 全酪連福岡支所内
TEL 092-431-8111



乳牛産地情報

平成30年3月1日現在

札幌支所 TEL 011-241-0765
 釧路事務所 TEL 0154-52-1232
 帯広事務所 TEL 0155-37-6051
 道北事務所 TEL 01654-2-2368

価格状況 ▲……強含み ▲……やや強含み →……横這い ▼……やや弱含み ▼……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	47~57	▼	札幌管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計101.1%、累計で96.1%、苫小牧管内月計で101.7%、累計で99.6%の実績となっております。3月の初妊牛動向といたしまして、5~6月分娩が中心となります。2月開催の同地域の乳牛市場が強含みで動いたことや、道内の各乳牛市場で春産みの初妊牛が高騰したことからやや強含みで推移するものと思われます。F1腹がメインとなっておりますが、雌雄選別腹も確保できる見込みとなっております。乳量検定成績や体型審査などの成績付きの高能力牛も出てくる地域ですので、ご要望ください。
	初妊牛	88~95	▲	
	経産牛	45~50	→	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	60~70	▲	根釧管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で101.7%、累計で99.0%、中標津管内月計で102.6%、累計で100.6%の実績となっております。3月の初妊牛動向といたしまして、6月分娩腹が中心の動きとなります。根釧地区でも道内の他地域と同様、クラスター事業牛舎の完成等による道内外の導入需要が集中した結果、2月の乳牛市場相場は大きく上げました。3月についてもF1、雌雄選別腹とも資源状況は悪くはないものの、引き続き大きな導入需要が見込まれることから相場は強含みで動くものと予想されます。初妊牛相場の上昇を受け経産牛の導入を希望されるケースも出てきておりますが、優良牛の出回りは僅かでご希望にお答えできる状況にありません。相場も大きく上げています。育成牛も同様に上げ基調となっており、初生牛でさえ40万円を超えて取引される牛が出てきています。牛の動きが早まっています。導入希望がございましたら早めのご連絡をお願いします。
	初妊牛	90~105	▲	
	経産牛	60~80	▲	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	55~65	→	帯広管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で104.4%、累計で100.2%の実績となっております。3月の初妊牛動向といたしまして、5~6月分娩、F1腹が中心となります。2月の道内各地域の乳牛市場が高騰する中で、この地域の乳牛は2回開催され、登録初妊牛の税込平均はそれぞれ986千円、1,068千円と他の地域と変わらず高騰したことから、3月の初妊牛産先価格は強含みで推移するものと思われます。F1・雌雄選別腹の上物は税抜き100万円以上、受精卵移植牛の上物は120万円以上が当面の相場と見られますが、3月もこの地域は乳牛市場が2回開催され、分娩腹も徐々に夏産みに近づいていくことから、相場の急変も考えられますので、産先価格情報等を担当者へお問い合わせをお願いします。
	初妊牛	90~105	▲	
	経産牛	60~70	▲	
道北管内	育成牛(10-12月令)	50~60	→	道北管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で101.0%、累計で99.6%、北見管内では月計で101.9%、累計で100.0%の実績となっております。3月の初妊牛動向といたしまして、5~6月分娩がメインとなります。先月2月も規模拡大農家の初妊牛導入、更新などの要因から市場価格のさらなる高騰が見られました。今後の状況といたしましては、雌雄選別腹、F1腹ともに一定の出回りはあるものの、春産み需要も見込まれることから価格は高値維持と予想されます。また、規模拡大農家の導入月齢が早くなっていることから分娩月の3ヵ月以上前の牛の動きも見られます。資源の早期確保のため早めのご注文を宜しくお願い致します。
	初妊牛	95~105	▲	
	経産牛	50~60	→	
道内総括	育成牛(10-12月令)	55~65	→	道内の2月中旬までの生乳生産量前年比は102.6%、累計で99.9%の実績となっております。3月の初妊牛動向といたしまして、5~6月分娩腹が中心となります。昨年から高値圏でもみ合いが続いていた初妊牛相場は、年末年始に一旦落ち着きをみせましたが、2月は道内各地域の乳牛市場において、相場は急反発し昨年来の新高値をつけております。今後、この相場が目先の年度内のかげこみ需要、春分産需要に限定されるものなのかは、大勢を見ながら相場動向を注視しないとイケないと考えております。今後、導入希望を予定されている方は、早めのご注文をお願い致します。
	初妊牛	95~105	▲	
	経産牛	60~70	▲	

今月の表紙

今月の表紙は、「第8回酪農いきいきフォトコンテスト」(第46回全国発表大会にて開催)で応募頂いた作品「うしさん、じっとしててね」(宮城県 柴田耕太郎氏 撮影)です。



編集後記

- 春到来まであとちょっと！
 なのに、今年の冬は本当に寒いですね。
 こんな時は、温かい牛乳を飲んで、身もココロもホッとしたいものです。
- 会報に関するご意見・ご要望等があれば、以下のアドレスにメールをいただければ幸いです。

shidoukikaku@zenrakuren.or.jp

平成30年3月10日発行(毎月1回10日発行)

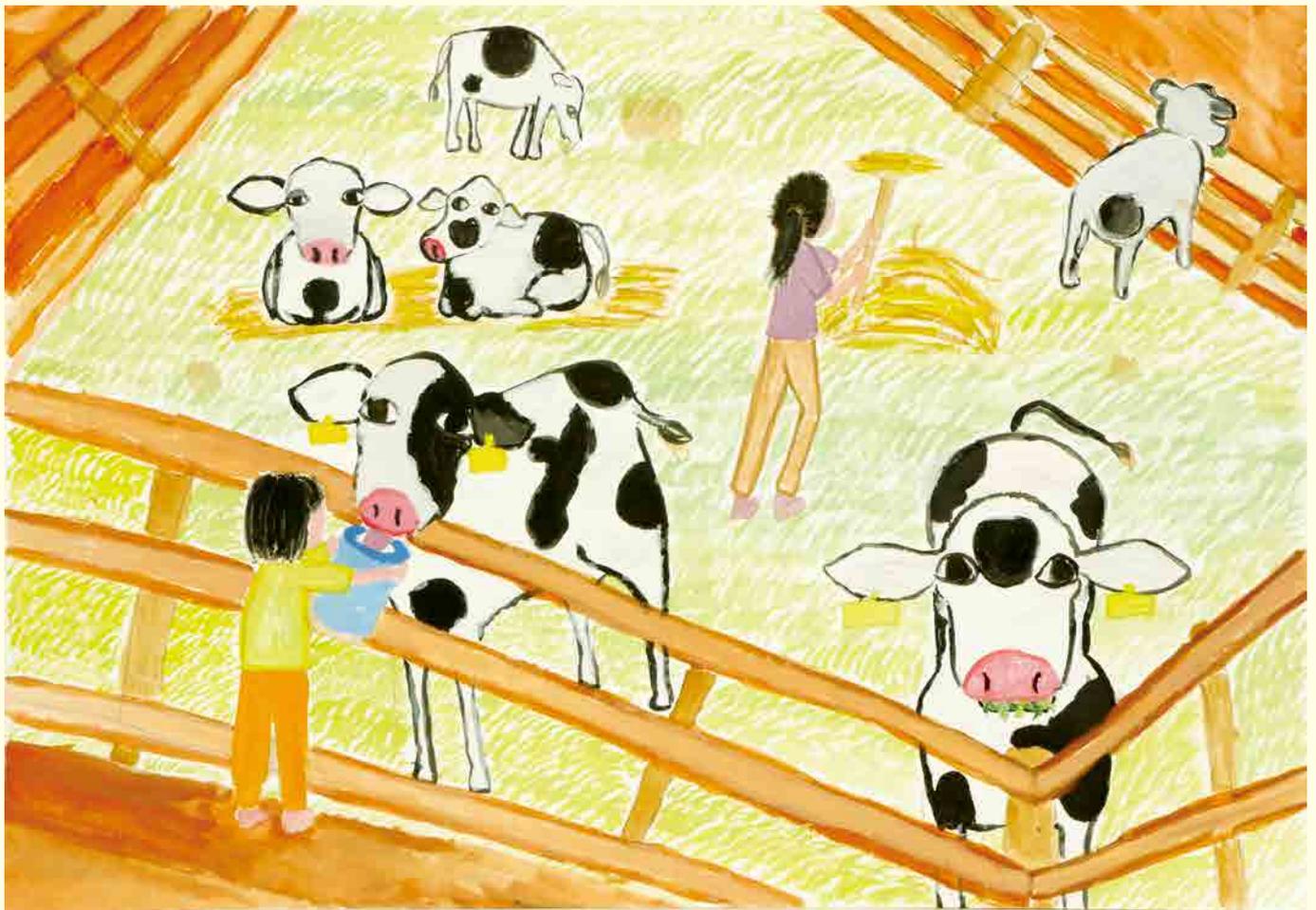
全酪連会報 3月号 No.630

- 編集・発行人 川辺昭司
- 発行 全国酪農業協同組合連合会
 〒108-0014 東京都港区芝四丁目17番5号
 TEL 03-5931-8003 http://www.zenrakuren.or.jp/

今月の

らくのう

こどもギャラリー 入賞作品紹介



沖縄の牛

国頭村立安波小学校(九州)6年 鈴木 さくら

今月の入賞作品は…

国頭村立安波小学校(九州)6年の鈴木 さくらさんの作品です。

せつせと牛さんの世話をする人たちと、くつろいでいる牛さんをよく観察して描いています。酪農家の日常を愛情豊かな眼差しで描いています。柵の直線を生かして画面をダイナミックに構成しています。



※この作品は本会と全国酪農青年女性会議共催の「第44回らくのうこどもギャラリー」で全国720点の応募作品から入賞12点に選ばれたものです。

主催 全国酪農青年女性会議